



分 団 憲 章

1. 我々消防団は『消防組織法』により各市町村に設けられた常備消防と並ぶ誇りある消防組織である。
2. 我々消防団は郷土愛護の精神を基調とし、「自らの郷土は自らが護る」義勇団体である。
3. 我々消防団はその活動の代価を求めない奉仕団体である。
4. 我々消防団は組織活動を主眼とし、その活動効果を上げるため、指揮命令系統が確立し、厳正な規律の整った秩序ある組織である。
5. 我々消防団は地区住民の身体・生命・財産を水火災または、地震等あらゆる災害から護ることが目的であり、又、それが消防団員の使命である。